我孫子市犯罪被害者等支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るため、犯罪被害者等への支援として実施する我孫子市犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)の支給及び新たな住居への転居に要する費用(以下「転居費用」という。)の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
 - (2) 犯罪行為等 犯罪行為又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす 行為をいう。
 - (3) 犯罪被害者等 犯罪行為等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(見舞金の種類及び支給対象者)

- 第3条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、遺族見舞金は、 犯罪行為等による被害(以下「犯罪被害」という。)を受けた者が犯罪被 害を受けた日から1年を経過した日後に死亡した場合は、支給しない。
 - (1) 傷害見舞金 傷害被害者(警察署長に被害届を提出したことにより被害が認知され、かつ、当該認知の事実を警察への照会等により市長が確認できる犯罪行為等により傷害を負った者であって、当該犯罪行為等が行われた時において市民(本市に住所を有する者又は居住する者をいう。次号において同じ。)であったものをいう。以下同じ。)

(2) 遺族見舞金 第1順位遺族(警察署長に被害届を提出したことにより被害が認知され、かつ、当該認知の事実を警察への照会等により市長が確認できる犯罪行為等により死亡した者であって、当該犯罪行為等が行われた時において市民であったもの(以下「死亡被害者」という。)の遺族のうち、当該犯罪行為等が行われた時において市民であった次条第3項の規定により第1順位の遺族となる者をいう。以下同じ。)

(遺族の範囲及び順位)

- 第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡 の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該死 亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、 同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順 序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人がした申請は、全員のためその全額につきしたものとみなす。

(支給の制限)

- 第5条 前2条の規定にかかわらず、市長は、傷害被害者又は死亡被害者若しくは第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上ある場合にあっては、そのいずれかの者)(以下「死亡被害者等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、市長が特に必要と認める場合を除き、見舞金の支給をしないものとする。
 - (1) 犯罪行為等が行われた時において、傷害被害者又は死亡被害者等と加

害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。

- ア 夫婦 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に あった者を含む。)
- イ 直系血族 (親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養 子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。)
- ウ 3親等内の親族
- (2) 我孫子市暴力団排除条例(平成24年条例第7号。次号において「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、 同条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団若しくは当該暴力団員 等と密接な関係を有する者であるとき。
- (3) 犯罪被害について、傷害被害者又は死亡被害者等に次のいずれかに該当する行為があったとき。
 - ア 当該犯罪行為等を教唆し、又は幇助する行為
 - イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為等を誘発する行為
 - ウ 当該犯罪行為等に関連する著しく不正な行為
 - エ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える 目的で、情を知って、暴力団又は条例第2条第2号に規定する暴力団員 を利用する行為
 - オ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなること を知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品 その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- (4) 傷害被害者又は死亡被害者等に次のいずれかに該当する事由があるとき。
 - ア 当該犯罪行為等を容認していたこと。
 - イ 当該犯罪行為等に対する報復として、加害者又はその親族その他の 加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加え たこと。

(見舞金の額)

第6条 傷害見舞金の額は、次の各号に掲げる傷害の程度の区分に応じ、当 該各号に定める額とする。

- (1) 全治1月以上3月未満 5万円
- (2) 全治3月以上 10万円
- 2 遺族見舞金の額は、30万円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、傷害見舞金の支給を受けた傷害被害者が当該 傷害見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合における遺族見 舞金の額については、当該遺族見舞金の額から既に支給した傷害見舞金の 額を控除して得た額とする。

(見舞金の支給申請)

- 第7条 傷害見舞金の支給の申請をしようとする者は、我孫子市犯罪被害者 等見舞金支給申請書(傷害見舞金)(様式第1号)及び犯罪被害申告書(様 式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 傷害被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
 - (2) 傷害被害者が本人であることを確認することができる書類
 - (3) 傷害被害者が犯罪被害の原因となる犯罪行為等が行われた時において、本市に住所を有し、又は居住していたことを証明する書類
 - (4) 第3項の規定により代理人が申請するときは、代理人であることを証明する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 遺族見舞金の支給の申請をしようとする者は、我孫子市犯罪被害者等見 舞金支給申請書(遺族見舞金)(様式第3号)及び犯罪被害申告書に、次 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡被害者の死亡の 事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - (2) 死亡被害者が死亡した時において、市内に住所を有し、又は居住していたことを証明する書類
 - (3) 申請を行う者が本人であることを確認することができる書類
 - (4) 申請を行う者が犯罪被害の原因となる犯罪行為等が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していたことを証明する書類
 - (5) 申請を行う者の氏名、生年月日及び死亡被害者との続柄が分かる戸籍

- の謄本、抄本その他の証明書
- (6) 申請を行う者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者 の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、そ の事実を認めるに足りる書類
- (7) 申請を行う者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (8) 申請を行う者が第4条第1項第2号に規定する者であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (9) 次項の規定により代理人が申請するときは、代理人であることを証明する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定により申請をしようとする者が未成年者であるとき、又は やむを得ない事情により本人が申請をすることができないときは、代理人 が当該申請をすることができる。

(見舞金の申請期限)

第8条 前条第1項又は第2項の規定による申請は、犯罪行為等による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪行為等による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、 その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、我孫子市犯罪 被害者等見舞金支給決定(却下)通知書(様式第4号)により、当該申請 をした者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第5条各号のいずれかに該当することが判明したとき(市長が特に必要と認めて支給した場合を除く。)は、支給した見舞金を返還させるものとする。

(転居費用の助成対象者等)

- 第11条 転居費用の助成を受けることができる者は、犯罪被害により従前の 住居に居住することが困難となったと認められる者であって、次の各号の いずかに該当するものとする。
 - (1) 傷害被害者
 - (2) 傷害被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
 - (3) 傷害被害者の収入によって生計を維持している世帯における当該傷害被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (4) 前号に該当しない傷害被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (5) 第4条第1項に該当する遺族
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、傷害被害者又は死亡被害者等が第5 条各号のいずれかに該当するときは、市長が特に必要と認める場合を除き、 転居費用の助成をしないものとする。

(転居費用の額等)

- 第12条 転居費用の助成の対象となる経費は、転居に伴う引っ越し費用とする。
- 2 転居費用の助成は、一の犯罪被害について1回とする。
- 3 転居費用の助成の額は、5万円を限度とする。

(転居費用の助成申請)

- 第13条 転居費用の助成の申請をしようとする者は、我孫子市転居費用助成申請書(様式第5号)及び犯罪被害申告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 転居費用を支払ったことを証明する書類
 - (2) 申請を行う者が本人であることを確認することができる書類
 - (3) 申請を行う者が犯罪被害の原因となる犯罪行為等が行われた時において、本市に住所を有し、又は居住していたことを証明する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により申請をしようとする者が未成年者であるとき、又はやむを得ない事情により本人が申請をすることができないときは、代理人が

当該申請をすることができる。

(転居費用の申請期限)

第14条 前条第1項の規定による申請は、犯罪被害が発生した日から1年を 経過したときは、することができない。

(転居費用の助成決定)

第15条 市長は、第13条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、転居費用の助成の可否を決定したときは、我孫子市転居費用助成決定(却下)通知書(様式第6号)により、申請した者に通知するものとする。

(転居費用の返環)

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により転居費用の助成を受けた者があるとき、又は転居費用の助成後において第5条各号のいずれかに該当することが判明したとき(市長が特に必要と認めて助成した場合を除く。)は、助成金を返還させるものとする。

(請求)

第17条 第9条の規定により見舞金の支給決定を受けた者又は第15条の規定により転居費用の助成決定を受けた者は、見舞金の支給又は転居費用の助成を受けようとするときは、我孫子市犯罪被害者等見舞金(転居費用)請求書(様式第7号)により市長に請求しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪被害について適用する。

様式第1号(第7条関係)

我孫子市犯罪被害者等見舞金支給申請書(傷害見舞金)

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所 申請者 氏 名 電話番号

我孫子市犯罪被害者等見舞金(傷害見舞金)の支給を受けたいので、次のと おり申請します。

被害の程度	□全治1月以上3月未満 □全治3月以上
過去に我孫子市犯罪被害者等支援要 綱に基づく見舞金の支給を受けた場 合は、その見舞金の種類	□傷害見舞金 □遺族見舞金
誓約	力書兼同意書
りません。なお、見舞金の支給 明した場合は、既に支給を受け 2 私は、犯罪行為等による被害 事項について、市が国、千葉県	支援要綱第5条各号に該当するものはあ 後に、支給の要件に該当しないことが判 た見舞金を速やかに返還します。 の発生状況等、この申請に関して必要な その他の地方公共団体、犯罪被害者等の 犯罪被害者等の支援に関係する機関に対 同意します。
年 月 日	氏名

【添付書類】

- 1 犯罪被害申告書(様式第2号)
- 2 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
- 3 被害者が本人であることを確認することができる書類
- 4 被害者が犯罪被害の原因となる犯罪行為等が行われた時において、本 市に住所を有し、又は居住していたことを証明する書類
- 5 申請者が代理人であるときは、代理人であることを証明する書類(法 定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状)
- 6 その他市長が必要と認める書類

犯罪被害申告書

年 月 日

我孫子市長 あて

申告者住所氏名

1 被害の概要

			- •														
	S	り	が	な													
被	氏			名													
害者	生	年	月	日				年	i	月	F	1					
I		罪 行 ね れ た と															
被	害	の発	生	日 時				年	Ē	月	F	3	午前	午行	发	時	分頃
被钅	手の	発生を	知~	った日				年	Ē	月	F	3					
被	害	発生	ŧ ;	場所													
		害にか してい															
犯	罪	被害	\mathcal{O}	概 要													
					都	道系	守 県	名									
取	扱	警 察	署	及び	警	察	署	名									
被:	害局	雷 受 珥	書番	号 等	受	型	里	日			左	F	月		日		
					受	理	番	号									

2 情報提供の同意

見舞金の支給及び転居費用の助成に必要な警察その他の関係機関が保有する犯罪行為等による被害に関する事項について、市職員が照会し、提供を受けることへの同意

	ᅵᆏ	音	1.	#	す		音	#	升	L	,
							1 555				

様式第3号(第7条関係)

我孫子市犯罪被害者等見舞金支給申請書(遺族見舞金)

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所 申請者 氏 名 電話番号 被害者との続柄

我孫子市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

被 害 者 の 死 亡 日	月 日
過去に我孫子市犯罪被害者等	□傷害見舞金
支援要綱に基づく見舞金の支給を	□ □
受けた場合は、その見舞金の種類	│□恩胅兄舜並 │
被害者の氏名	
被害者の生年月日	
被害者の死亡時の住所又は居所	
誓糸	的書兼同意書
1 私は、我孫子市犯罪被害者等	支援要綱第5条各号に該当するものはあ
りません。なお、見舞金の支給	後に、支給の要件に該当しないことが判
明した場合は、既に支給を受け	た見舞金を速やかに返還します。
2 私は、犯罪行為等による被害	の発生状況等、この申請に関して必要な
事項について、市が国、千葉県	その他の地方公共団体、犯罪被害者等の
	犯罪被害者等の支援に関係する機関に対
して調査及び照会を行うことに	
	1,1,2, 5, 5, 7, 0
年 月 日	氏名

【添付書類】

- 1 犯罪被害申告書(様式第2号)
- 2 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び 死亡の年月日を証明することができる書類
- 3 被害者が死亡した時において、市内に住所を有し、又は居住していた ことを証明する書類
- 4 申請を行う者が本人であることを確認することができる書類
- 5 申請を行う者が犯罪被害の原因となる犯罪行為等が行われた時において、市内に住所を有し、又は居住していたことを証明する書類
- 6 申請を行う者の氏名、生年月日及び被害者との続柄が分かる戸籍の謄本、抄本その他の証明書
- 7 申請を行う者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の 当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を 認めるに足りる書類
- 8 申請を行う者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- 9 申請を行う者が我孫子市犯罪被害者等支援要綱第4条第1項第2号に 規定する者であるときは、被害者の収入によって生計を維持していた事 実を認めることができる書類
- 10 申請者が代理人であるときは、代理人であることを証明する書類(法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状)
- 11 その他市長が必要と認める書類

我孫子市犯罪被害者等見舞金支給決定(却下)通知書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

我孫子市長

印

令和 年 月 日付けで申請のあった我孫子市犯罪被害者等見舞金 (傷害見舞金・遺族見舞金)の支給について、次のとおり決定(却下)した ので通知します。

1 決定

支給決定額	円

2 却下

理由	

我孫子市転居費用助成申請書

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所 申請者 氏 名 電話番号

転居費用の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

内川東川・町州に入りた	
申請者と被害者との続柄	
転 居 が 必 要 な 事 情	□自宅が被害を受けた場所であるため
	□自宅付近が被害を受けた場所であるため
	□その他 ()
転 居 前 の 住 所	
転居前の住居の種類	□持家
	□賃貸住宅
	□その他 ()
転 居 後 の 住 所	
転居後の住居の種類	□持家
	□賃貸住宅
	口その他
)
	契約名義人
申請者と被害者の転居前	□有□無
の同居の有無	
転 居 日	年 月 日
事 業 者 名	
	□運送 □梱包 □荷解き □付帯サービス
内容	□保険料 □その他
	()
支 払 金 額	円
助 成 申 請 額	円 (上限50,000円)
	誓約書
1	言が音 :者等支援要綱第5条各号に該当するものはありま
	日等又後安棡弟の朱谷々に該ヨりるものはめりま 」成後に、助成の要件に該当しないことが判明した
	J 成後に、助成の安件に該当しないことが刊明した と転居費用を速やかに返還します。
年 月	日 氏名

【添付書類】

- 1 犯罪被害申告書(様式第2号)
- 2 転居費用を支払ったことを証明する書類
- 3 申請を行う者が犯罪被害の原因となる犯罪行為等が行われた時から転居をする時までにおいて、本市に住所を有していたことを証明する書類
- 4 申請者が代理人であるときは、代理人であることを証明する書類(法 定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状)
- 5 その他市長が必要と認める書類

我孫子市転居費用助成決定(却下)通知書

							Λ 1 π	第	П	号口
							令 和	年	月	日
				様						
						我孫	子市長			印
			月 (却下)			た転居	舌費用の	助成に	ついて、	次
1	決定									
	助月	成決分	定額					円		
2	却下									
		理由	l							

様式第7号(第17条関係)

我孫子市犯罪被害者等見舞金 (転居費用) 請求書

年 月 日

我孫子市長 あて

住所請求者氏名電話番号

年 月 日付けで支給(助成)の決定があった我孫子市犯罪被害者等見舞金(転居費用)を次のとおり請求します。

1 請求額

傷害見舞金	円
遺族見舞金	円
転 居 費 用	円

2 振込先口座

									銀信	用金月	 行 車				支	
										農	業協	司組合	合			
П	座	番	号								種	別	1	普通	2	当座
フ	IJ	ガ	ナ													
П	座	名	義													
)															